

入札参加心得

☆ 入札参加にあたっては、次の事項に留意し、入札に参加してください。

入札の効力について

- (1) 次の各号のいずれかに該当する入札は、**無効**になります。
 - ① 入札参加資格のない者のした入札
 - ② 所定の日時まで、所定の場所に到達しない入札
 - ③ 入札書記載の金額を、加除・訂正した入札
 - ④ 入札書に記名・押印のない入札
 - ⑤ 重要な文字の誤字・脱字、または計算間違い等により、記載事項が確認できない入札
 - ⑥ 同一人が同一事項について、2通以上の入札をしたもの
 - ⑦ 前各号に定めるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- (2) 次の各号のいずれかに該当する方は、再度入札に参加することはできません。
 - ① 初度の入札に参加しなかった者
 - ② 初度の入札に参加したけれど入札をしなかった者
 - ③ 連合その他不正な行為があった入札をした者

入札書について

- (1) **入札書は、必ず宮崎市が定めた様式により作成し、提出してください。**
- (2) **入札回数は、2回とします。**
- (3) 入札書は、消費税を抜いた金額をご記入のうえ提出してください。なお、落札業者と契約する場合は、消費税を加算した額で契約することになります。

提出した入札書について

提出した入札書は、『書き換え』『引き換え』または『撤回』をすることができませんので、金額・数量等については、提出前に再度確認して提出してください。

公正な入札の確保及び入札の取り止め等について

- (1) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」「地方自治法施行令」及び「宮崎市財務規則」等関係法令を遵守し、入札に参加してください。
- (2) 入札参加者に「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」等に抵触する行為があったと認められる場合は、入札の執行を取り止めます。
- (3) 連合その他不正な行為があった者は、指名通知後においても指名を取り消し、また、連合その他不正な行為があり入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を取り止めます。

入札の辞退について

- (1) **入札執行の完了までは、いつでも入札を辞退できます。**
- (2) **入札を辞退するときは、事前に申し出てください。なお、電話等での連絡で結構です。また、入札執行中においては、入札辞退の旨を明記した入札書を入札執行者に提出してください。**
- (3) 入札を辞退したことにより、不利益な取り扱いを受けることはありませんが、入札を辞退する場合は、必ず上記の方法で申し出てください。
- (4) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちにくじを引き、落札者を決定します。**くじは辞退することができません。**

契約の履行に関し、暴力団関係者から妨害又は不当要求を受けた際の対応について

暴力団関係者から契約等の履行に関し、妨害又は不当要求を受けたときは、すみやかに市へ報告するとともに所轄の警察署へ被害届を提出すること。

なお、暴力団関係者から妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、市への報告又は警察への届出を怠った場合は、「宮崎市物品売買等の契約に係る指名停止等の措置に関する要綱」に基づき、指名停止等を行う場合がありますので、ご注意ください。